

平成27年

第3回大月市農業委員会委員総会会議録

大月市農業委員会

平成27年第3回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成27年3月25日(水) 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1番	宮咲 寛也
委 員	2番	志村 喜光
	3番	西村 恒男
	4番	平井 美孝
	5番	今泉 治通
	6番	萩原 剛
	7番	蔦木 正彦
	8番	小宮山 篤
	11番	久嶋 良元
	12番	古田 政義
	13番	米山 義一
	14番	渡邊 克典
	15番	天野 千明
	16番	小宮 文男
	17番	和田 廣行
	18番	小林 良次
	19番	梶原 勝
	20番	小林 信保
	21番	金井 信

欠席委員 10番 小俣 昭男委員

1 互礼

2 開会

定刻ですのでただいまから平成27年第3回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

3 会長挨拶

皆さんこんにちは。日差しもだいぶ春めいてきましたけれども春先でございまし

て寒暖の差が特に今年は激しいようでございます。健康にはくれぐれも注意していただきたいと思っております。本日は平成 27 年第 3 回大月市農業委員会委員総会を招集したところ、何かとお忙しい中ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

さて、3 月 16 日に県の共済会館において、山梨県農業会議 59 回通常総会が行われました。平成 27 年度の事業計画のうち、農地対策では農地利用状況調査等を通じた農地基本台帳の法定化に伴う電子化の整備など、農地に関する情報の提供、公表及び農地制度の適正かつ円滑な推進に関する支援協力、遊休農地の所有者への意思確認調査及び指導業務など遊休農地の解消に関する支援協力や農地中間管理事業の推進における農業委員会の業務に関する支援協力について契約がなされました。

本日の案件は農地法第 3 条案件が 4 件、第 5 条案件が 3 件、農地台帳点検等実施規程(案)の承認の件であります。

本総会がスムーズに進行されますようご協力をお願いしまして挨拶といたします。

4 開会宣言

宮咲会長

本日は小俣 昭男委員が欠席ですが農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定による定足数に達しておりますので本総会が成立することを宣言いたします。

5 議長選出

事務局

大月市農業委員会会議規約に基づき議長を会長にお願いします。

6 議事録署名委員の指名

議長

18番 小林 良次委員 19番 梶原 勝委員を指名する。

7 議案審議

議長

それでは早速、議案審議に入らせていただきます。議案第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件、後記のとおり、農地法第 3 条の規定による農地等の権利の移転及び設定の許可申請があったので許可を求める。担当委員の説明を求めます。平井 美孝委員よろしく願いいたします。

平井委員

それでは、ご説明いたします。

総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明

議 長 説明が終了いたしました。平井 美孝委員ご苦労さまでございました。ただいまの説明に対して質疑がございましたら挙手の上指名を受けてからの発言としてください。

議 長 異議なしの声もありますので質疑を打ち切り、採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可と決定いたしました。

議 長 続きまして番号2、3、4につきまして、これは借受人が同一人ですから一括で上程といたします。担当委員 天野 千明委員よろしくお願いいいたします。

天野委員 それでは、ご説明いたします。
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明

議 長 説明が終了いたしました。天野 千明委員ご苦労さまでございました。ただいま議案7号の番号2、3、4につきまして一括上程を行いました。審議も一括審議を行いたいと思いますが2、3、4番で質問がございませうか。

古田委員 市会議員の方かと思いますが、この方はこれから農業を始めるのか、あるいはすでに農業を経験しているのか教えていただきたい。

議 長 ただいまの質問に対して回答をお願いいたします。

天野委員 以前から借りて耕作をしていたようです。正式に申請されたのは今回が初めてですが以前から耕作されておりました。会社組織ではなく個人で借り、耕作されるとのことです。

米山委員 応援で説明させていただきます。申請者は5、6年前から田んぼを借りて耕作を行っておりました。私もいもちの消毒に行きましたところ申請者も立ち会ってここは私が耕作しているという話を伺いましたので、耕作には全く問題がないと考えます。正式に農業委員会に提出しないと農業者として認められないことを伝えておりましたところ今回の申請に至ったことかと思えます。

議 長 実績はかなりあるようでございまして、ただ届け出がされていなかったということで今回申請があったようです。よろしいですか。

志村委員 先ほだのご説明の中で契約が3年間ということでしたが3年後には返してしまうのかそれとも自動更新になるのですか。

議 長 契約書を見ますと27年4月1日から30年3月31日と3年となっておりますが、使用貸借の期間が満了の1年前から6か月前までの間に相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、使用貸借の期間は従前の期間と同一の期間で更新するとなっております。以上の文言が契約書の中に入っておりますので付け加えます。

議 長 以上ですがほかに何かございますか。

議 長 異議なしの声も出ておりますので採決を行います。許可してもよろしい方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可いたします。

議 長 引き続きまして議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件、後記のとおり、農地法第5条第1項の規定による転用の為の権利の移転・設定許可申請があったので意見を求める。担当委員古田 政義委員よりお願いいたします。

古田委員 それでは、ご説明いたします。
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明

議 長 ただいま番号1に対しまして説明が終了いたしました。古田 政義委員ご苦勞様でした。ただいまの説明に対して質疑がございますか。

葛木委員 今、畑は作っているのでしょうか。

古田委員 作っております。

議 長 異議なしの声もありますのでこれより採決に参ります。許可してもよろしい方は挙手願います。ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定いたしました。

議 長 引き続きまして番号2、3番につきまして一括上程を行います。2につきましては所有権の移転、3につきましては使用貸借ですが、譲受人、借受人が同一人でございますので一括上程、一括審議を行います。担当委員の平井 美孝委員

よろしく願いいたします。

平井委員 それでは、ご説明いたします。
総会資料に基づき申請者、場所等詳細に説明

議 長 ただいま担当委員の説明が終了いたしました。平井委員ご苦勞様でした。ただいまの説明に対しまして何か質疑がございますか。

議 長 異議なしの声もありますので採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。ありがとうございました。全員一致で許可相当と認めます。

議 長 続きまして議案9号、農地台帳点検等実施規程(案)の承認についてですが事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。お手元の農地台帳点検等実施規程(案)をご覧ください。平成 26 年 4 月に農地法が改正されまして農業委員会では農地台帳の整備とともに農地台帳及び地図の情報をインターネット及びその他の方法で公表することになり、平成 27 年 4 月 1 日より実施することとなりました。つきまして全国の農業委員会、県内の農業委員会で一斉にこの時期に規定を定めることとなりました。農業委員の皆様にはこのことをご承知おきいただきたいと思います。

この規程案の作成に当たりましては全国農業会議所が作成した書式を元にしてしております。この規程は 1 条から 14 条までとなっておりますが、1 条から 5 条につきましては農業委員会では実施している仕事の内容が記載されております。6 条以降新たに設けます農地台帳及び農地における地図のインターネット等での公表を記述してあります。6 条以降のインターネットで見られない方のためにその他の方法で閲覧、要約書の申請について記述してあります。それが別紙の 1 番から 3 番までの様式です。農業委員会窓口に来られ閲覧請求がある場合、別紙 1 に必要事項を記入し提出していただくことで閲覧用農地台帳あるいは農地台帳記録事項要約書を出力することとなります。閲覧用農地台帳は所有者名、耕作者名が記載されたものになり農地台帳記録事項要約書は個人情報抜いたものとなっております。

現在は農地台帳及び地図データを全国農業会議所に送り、今週中にはネット公開する予定となっております。その後承認作業を行うことで 4 月 1 日より本稼働という運びとなっております。実施についてはこの規程をもって運用できることとなります。

議 長 　　ただいま説明が終了いたしました。4月1日からインターネットで公表されることとなります。地図ももちろん出てまいります。ネットで見れば簡単に見ることができることと、その環境がない方が農業委員会窓口に来た場合、窓口で閲覧できることになったわけです。全国一斉でありますし、残された日にちもないわけで完全な農地台帳を整備しておかなければならない通達も参っております。そのための規定であります。以上のことでありますが、これにつきまして何かございますか。

葛木委員 　　インターネットはどのような検索を行うのですか。

事務局 　　全国農業ナビで検索していただくこととなります。日本地図が出てきまして各都道府県をクリックすることでその市町村と絞り込んでいただき Yahoo 地図の上にピンがあるのでその地番、地目面積等が確認できるようになります。

小宮委員 　　パソコンがない方は、農業委員会窓口に行って別紙1の様式に必要事項を記載して提出すれば閲覧用農地台帳あるいは農地台帳記録事項要約書をだしていただけるということでよいのですね。

議 長 　　その通りです。

議 長 　　他に何かございますか。

議 長 　　ないようですから採決に参ります。よろしいという方は挙手願います。はいありがとうございました。承認事項になっておりますのでこの(案)を消していただき承認することといたします。

議 長 　　議案審議はこれで終了いたします。日程8の報告事項にまいります

8 報告事項

事務局 　　転用確認証明書交付に対する報告
（平成27年2月11日～平成27年3月10日）
総会資料に基づき報告

議 長 　　事務局より転用確認証明書の発行について報告がありました。何かご質問はございますか。

議 長 ないようですから異議なしと認めます。日程9その他に参ります。

9 その他

議 長 それでは産業観光課のほうから連絡がございますのでよろしく願いいたします。

課 長 産業観光課から連絡をいたします。農振の除外の申請ですが、今月 3 月 31 日まで受け付けを行っております。皆さんご相談があったこととかお手持ちがあるようであれば 3 月中でございますのでよろしく願いいたします。

議 長 農振の除外申請につきまして地権者は農振がかかっているのかどうかわかっている人は少ないと思います。現状荒れているようなところでも農振がかかっている所もあります。広報等で周知はしておりますが見逃している方もおられるかもしれませんので皆さんのほうからも周知していただくようお願いいたします。

久嶋委員 3 年前に農振除外を申請したが規程上無理であることで除外できなかったのが行政書士のほうから農業委員会で申請すれば何とかなるのではないかと言われたのですがどうでしょうか。

課 長 市が受け付けても最終的な決定は県知事が決定いたします。以前の総会時農振の除外に係る 5 項目を見ていただきましたが、いろいろな規定があります。今のお話は以前除外できなかったことを農業委員会で決議することではないように思います。

その件につきましてはご相談に来ていただいて再度県に当たってみようと思います。

議 長 他に何かございますか。

事務局 お手元に平成 27 年度の総会日程を配布させていただきましたのでご利用ください。

職務代理 それではスムーズに審議が終了いたしましたのでこれで閉会といたします。ご苦勞様でした。

- 10 閉会時刻 同 日 午後 2 時 51 分
11 解散時刻 同 日 午後 2 時 58 分

以上は、この会議の概要を記録したものである。

平成27年3月25日

議事録署名委員と共に署名押印する。

議 長

宮 咲 寛 也 

議事録署名委員

小 林 良 次 

議事録署名委員

梶 原 勝 